

「大分県立病院院内保育園運営業務委託」仕様書

1. 設置施設及び規模等

(1) 設置場所：大分県大分市豊饒二丁目7番3号（大分県立病院敷地内）

(2) 規 模：保育園入所定員 63名
病児保育室定員 4名

(3) 建 物：建築面積 412.44㎡ 延面積 366.98㎡

構 造	階	床面積㎡	用 途
木造平屋	1	366.98	保育室、夜間保育室、調乳室、沐浴室、調理室、病児保育室、事務室

(4) 土 地：敷地面積 1,289.93㎡

2. 保育内容

(1) 定 員

保 育 園	63名
病児保育室	4名

※ 当院が特に必要と認めた場合は、入園・入室人員については実情に即した運用を行うことができるものとする。（81名を上限とする）

(2) 保育対象

保 育 園	大分県立病院に勤務する職員を保護者に持つ0歳児(生後2ヶ月～)から5歳児(小学校就学前)とする
病児保育室	同上

(3) 保育園の保育日及び保育時間

①昼間保育 年間365日

午前7時30分から午後6時30分まで

*原則、希望があれば下記の基本延長以外にも対応すること

(早朝対応 基本：午前7時00分から)

(延 長 基本：午後6時30分から午後8時00分まで)

②夜間保育 年間365日

午後4時00分から翌日の午前10時30分まで

③その他 当院が特に必要と認めた場合は、保育時間を延長し、若しくは保育時間を短縮し、又は、保育園を臨時に休園することができる。

(4) 病児保育室の保育日及び保育時間

①昼間保育 月曜日から金曜日（祝日、年末年始の休暇を除く）

午前7時30分から午後6時30分まで

- ②その他 当院が特に必要と認めた場合は、保育時間を延長し、若しくは保育時間を短縮し、又は、保育園を臨時に休園することができる。

3. 運營業務委託に関する基本的な条件等

- (1) 児童福祉法、児童福祉施設最低基準、関係法令を遵守すること。
委託業務実施のため、必要な保育士数の1/3を超えない範囲で、配置基準上の職員は幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を、加配保育士は子育て支援員研修を修了した者を配置することができるものとする。
また、保育士最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2人のうち1人は子育て支援員研修を修了した者を配置することができるものとする。
病児保育室については、「看護師」の資格を有する職員を1名常駐することとし、原則予約により病児を受け入れることとなった場合に、保育従事者を必要により配置すること。
- (2) 保育従事者とは別に保育業務又は児童福祉事業に5年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると認められた委託業務を統括管理できる責任者（園長）を常勤で1名配置すること。
- (3) 認可外保育施設指導監督の指針（平成28年6月20日雇児発第0620号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づいて保育園運営を行うこと。
- (4) 園児の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育施設賠償責任保険に加入すること。
- (5) 昼食、おやつ等の給食の提供を行うこと。
①給食については保育園内で調理するものとし、園児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した給食内容とすること。
②食材は安全に配慮し、なるべく国産品・県産品等を使用すること。
③給食費及び間食代は、予め保護者と受託者において実費相当額を定め徴収すること。（参考：令和2年度給食費（おやつ含む）月額6,111円/人(税込)）
- (6) 保護者会等の開催
定期的に保護者会等を開催し、保護者との相互信頼関係を深めるとともに、より良い保育園運営を目指すこと。
- (7) 日常清掃
保育施設は日常清掃を行い、清潔の保持に努めること。
- (8) 保健衛生
①園児に対して年2回の健康診断を実施すること。
②流行性の感染症に対する感染防止を行うこと。また、同対策として病院長が必要とする個別具体的な指示をした場合はその指示に従った対策を行うこと。
③園児が流行性の感染症に感染したことが判明した場合は、当院に速やかに報告すること。

(9) 危機管理

- ①侵入者対策訓練等の十分な防犯対策を行うこと。
- ②地震、風水害、火災等の非常時に対する具体的な計画を策定するとともに、非常時に備えてマニュアルを作成し、従業員及び園児による避難、消火、救出その他の必要な訓練を行うこと。

(10) 責任体制

- ①保育時間帯についての責任体制、連絡体制等を明確にするなど、業務の円滑な遂行のための体制を整えておくこと。
- ②適切な管理運営を心がけるとともに、毎月事業報告書等により運営状況を、報告すること。

(11) 虐待等への対応

虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）等に基づき、適切な対応を行うとともに、病院長あてに報告を行うこと。

(12) 運営業務に伴う業務区分及び費用等の負担は次のとおりとする。

①業務区分

項目	病院	受託者	保護者
入園の申込受付、許可	○		
入園のための説明		○	
保育利用予定表の作成			○
保育利用の変更、欠席の連絡先		○	
病児保育利用の連絡先		○	
保育に関わる帳簿（名簿、保育台帳、保育日誌等）の管理		○	
保護者会の開催		○	
行政への対応（立ち入り調査の対応や書類の作成）	○	○	
保育料の徴収に必要な資料の作成		○	
保育料の集計・徴収	○		
給食（昼食・おやつ）の提供		○	
紙おむつ、着替え、タオル、布団等の準備			○
保育備品、救急用具、ゴミ袋、トイレトペーパー、蛍光灯などの消耗品の整備		○	
画用紙、のり、はさみ等の園児が使用する文房具の整備			○
保育園の日常的な衛生管理、清掃		○	
保育園（施設・設備）の保守点検・修繕	○		
一時的な災害への対応		○	
保育に係る苦情等の対応		○	

②費用負担

項目	病院	受託者	保護者
人件費		○	
福利厚生費		○	
職員の資質向上に関する費用		○	
職員の定期健康管理に関する費用		○	
園児の定期健康管理（年2回）に関する費用		○	
各種行事に必要な費用	○	※	
賠償責任保険の費用	○	○	
給食（昼食、おやつ）の食材費		※	○
保育料・給食費の集計・徴収	○		
給食（昼食、おやつ）の提供		○	
紙おむつ、着替え、タオル、布団等の費用			○
物品（1万円未満）、救急用具、ゴミ袋、トイレト ーパー、蛍光灯等の消耗品の費用		○	
画用紙、のり、はさみ等の園児が使用する文房具の費 用			○
光熱水費	○		
通信費（電話代）		○	
保育園の日常的な衛生管理、清掃に関する費用		○	
保育園の施設、物品（1万円以上）の整備・保守点検 ・修繕の費用	○		

※行事に必要な経費及び給食の食材費は委託料に含めてください。

- (13) 委託契約に当たり、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について当院の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (14) 当院及び関係機関と連携を図った運営を行うこと。
- (15) 業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。

4. 契約期間（長期継続契約）

契約の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

5. 委託料について

委託料については、契約した月の翌月からあらかじめ当院と受託者で契約した年額に基づき12ヶ月で除した額を、毎月支払うものとする。

6. 運營業務の引継ぎ等について

令和2年度現在、院内保育園の運営委託契約を受託している団体があります。審査の結果受託団体に変更が生じた場合、契約交渉の成立後、すみやかに変更前の団体と連絡調整のうえ引継ぎ作業を行い、令和3年度の運営開始にあたり万全を期すこと。

なお、保護者及び保育利用希望者に対して保育園の運営等に関する説明会を、下記のとおり2回以上開催すること。

令和3年2月中 1回

令和3年3月中 1回